

発議第 1 号

議案第 14 号令和 7 年度瀬戸内市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 様

提出者 瀬戸内市議会議員 原田 茂

賛成者 瀬戸内市議会議員 日下 俊子

（提案理由）

瀬戸内市応援寄附条例は、市を応援する寄附金を財源に多様な人々が参加する活力あるまちづくりに資することを目的とします。UNHCR への寄附募集は令和 7 年 12 月 31 日までで終了し、今回の支出を最後としますが、今後は同様にまちづくりに直接活用されず職員や財政の負担が生じる事業については認められません。

UNHCR に対する寄附の総括を提示し、今後、瀬戸内市応援寄附制度を使用して寄附金を募る場合は、条例趣旨に沿って、本市のまちづくりに生かすものに限定し、直接市民のためになる事業に使用することを強く求めます。

(別紙)

議案第 14 号令和 7 年度瀬戸内市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 7 人権啓発推進費、節 26 寄附金の海外支援金について要望します。

瀬戸内市応援寄附条例は、瀬戸内市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の瀬戸内市に対する思いを実現することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とするために条例を制定したものです。

しかし、この制度を使用して行われた UNHCR への寄附は、直接的なまちづくりに活用されるものではありませんでした。さらに、市職員の負担や、市の事務経費負担は生じるものでありました。

今回、UNHCR への寄附募集を令和 7 年 12 月 31 日をもって終了し、それに伴う支出は今回最後ということであるため、この件については認めるものの、直接的なまちづくりに活用されず、市職員と市財政に負担となるような事業は認めるわけにはいきません。

そこで、今後について、次の事項を要望します。

#### 記

1. UNHCR に対する寄附の総括を提示すること。
2. 今後、瀬戸内市応援寄附制度を使用して寄附金を募る場合は、条例趣旨に沿って、本市のまちづくりに生かすものに限定し、直接市民のためになる事業に使用すること。

以上、決議する。

令和 8 年 2 月 27 日